



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年9月29日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
市町村課	財政係 公営企業係	木村 今井	内線2576 直通058-272-8119 FAX058-278-2573

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等（速報値）の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）に基づき、令和7年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）、県内市町村及び一部事務組合の公営企業における資金不足比率について、今般、速報値を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、本資料は算定結果を迅速に示すため、令和8年9月1日現在における算定結果を速報値として取りまとめたものであり、今後変動する場合があります。

1 健全化判断比率の状況（各市町村の状況は別紙のとおり）

健全化判断比率の4指標すべての比率において、早期健全化基準を上回る市町村はありません。

① 実質赤字比率

→ 全市町村、実質赤字なし（法施行（平成19年度決算）以降19期連続）

市町村の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示すもの

（早期健全化基準：財政規模に応じて11.25%～15%、財政再生基準：20%）

② 連結実質赤字比率

→ 全市町村、連結実質赤字なし（法施行（平成19年度決算）以降19期連続）

市町村の一般会計等だけでなく、公立病院や下水道などの公営企業会計を含むすべての会計に生じている赤字の大きさを指標化したもので、市町村全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

（早期健全化基準：財政規模に応じて16.25%～20%、財政再生基準：30%）

③ 実質公債費比率

- 全市町村、早期健全化基準未満（法施行（平成19年度決算）以降19期連続）
起債許可団体ゼロ（平成26年度決算以降12期連続）

市町村の一般会計等が負担する借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示すもの

（早期健全化基準：25％、財政再生基準：35％）

※前3か年平均で算出

※元利償還金等から特定歳入等を控除した額を標準財政規模の額で除して得た数値とされていることから、マイナスとなる場合がある

※実質公債費比率が18％以上になると、地方債の発行に県の許可が必要となるほか、同比率を引き下げるための方策等を盛り込んだ「公債費負担適正化計画」の策定が求められる

④ 将来負担比率

- 全市町村、早期健全化基準未満（法施行（平成19年度決算）以降19期連続）

市町村の一般会計等が将来負担する借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での大きさを指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

（早期健全化基準：350％）

2 資金不足比率の状況（各市町村の状況は別紙のとおり）

資金不足比率において、経営健全化基準を上回る公営企業はありません。

- 全市町村及び一部事務組合の全公営企業、経営健全化基準未満
（法施行（平成19年度決算）以降19期連続）

- 全市町村及び一部事務組合の全公営企業、資金不足なし
（令和5年度決算以来2期ぶり）

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示すもの

（経営健全化基準：20％）

【参考】

財政健全化法

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務づけられた。

各市町村は、健全化判断比率により、「早期健全化基準」以上となると自主的な改善努力による「財政健全化団体」、「財政再生基準」以上となると国等の関与による確実な再生を求められる「財政再生団体」となる。

財政健全化団体

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化団体」となり、「財政健全化計画」を作成することが義務づけられる。当該計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都道府県知事へ報告し、実施状況を毎年度議会に報告し公表することが義務づけられる。

財政再生団体

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を作成することが義務づけられる。当該計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都道府県知事を通じて総務大臣へ協議し、同意を求めることができる。総務大臣の同意がない場合、災害復旧事業等を除き、起債が制限される。